

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
の策定に係る基本的事項について

答 申（最終案）

2022（令和4）年 6月

千葉市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに	1
1 次期計画の方向性と基本理念の考え方	2
(1) 背景と次期計画の方向性	2
(2) 基本理念の考え方	2
2 基本理念を達成するための基本方針と施策展開の方向性	3
(1) 基本方針1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）	3
(2) 基本方針2 再資源化（リサイクル）	4
(3) 基本方針3 ごみ処理システムの構築	5
3 数値目標	6

はじめに

千葉市は、2007（平成 19）年 3 月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、「焼却ごみ 1 / 3 削減」をビジョンに掲げ、年間の焼却ごみ量を 2 つの清掃工場で処理できる 25 万 4,000 トンまでに削減することを目標としました。家庭ごみ収集体制の見直し、家庭ごみ手数料徴収制度導入などの効果により、この目標は、2014（平成 26）年度に達成されました。

そして、2017（平成 29）年 3 月に策定した現行計画では、同月の北谷津清掃工場の停止を受け、3 用地 2 清掃工場運用体制に移行するなかでの安定的かつ継続的なごみ処理体制を確立するとともに、低炭素を考慮した循環型社会を構築するため、さらなるごみの減量・再資源化を目指してきました。

現行計画の計画期間においても、市民・事業者・市が協働してごみの減量・再資源化に取り組んだ結果、目標に掲げた総排出量の数値目標を達成するなど、ごみ量は着実に減少しています。

しかしながら、国内外における社会情勢は変化を続けており、地球規模で直面する気候危機への対応として、国が「2050 年カーボンニュートラル」を宣言するなど、廃棄物・資源循環分野においても、「脱炭素社会」に向けた取組みが求められているところです。

また、SDGs（持続可能な開発目標）との整合、新型コロナウイルス感染症等に対応するごみ処理の安全性・安定性の確保などの、新たな課題も発生しています。

当審議会では、このような状況を受け、廃棄物・資源循環分野における近年の動向と社会的課題や、千葉市における廃棄物行政の現状と課題を整理し、さらなるごみの減量・再資源化の推進に向け、次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定に係る基本的事項である、基本理念・基本方針の考え方、並びに数値目標及び施策展開の方向性について慎重に審議を重ね、本答申を取りまとめました。

本答申が、次期計画の策定及び今後の千葉市における廃棄物行政において十分に反映されることを期待します。

1 次期計画の方向性と基本理念の考え方

(1) 背景と次期計画の方向性

ア 次期計画では、これからの10年間だけでなく、その先の未来を見据えた千葉市のごみ処理、資源循環及び施設整備に関する基本理念を定めるべきである。

イ 千葉市においては、「焼却ごみ1／3削減」の目標達成後もごみ量は着実に減少しているが、今後も、市民・事業者・市の3者が協力・連携して3Rの取組みを推進することで、循環型社会の構築を目指し、未来の市民に対して良好な環境を引き継ぐ必要がある。

ウ 循環型社会の構築にあたっては、「持続可能な社会の実現」及び「脱炭素社会の実現」に向けた取組みが求められており、次期計画の方向性として十分に留意する必要がある。

エ 社会の変化や市民意識の変化を的確に捉えたうえで、次期計画に盛り込む内容の精査を行うべきである。

(2) 基本理念の考え方

ア 次期計画の基本理念の検討にあたっては、「未来に向けて」、「みんなで作る」、「脱炭素」、「循環型社会」などの言葉を組み合わせて、簡潔で分かりやすいものにするよう努める必要がある。

イ 基本理念のもとに位置づけられる基本方針と使用する言葉の重複がないよう留意し、基本理念においては、計画の全体的な方向性を端的に表す言葉を使用すべきである。

ウ 市民・事業者の心に訴えかけ、意識の向上につながるような基本理念を掲げ、計画目標の達成に繋げていく必要がある。

2 基本理念を達成するための基本方針と施策展開の方向性

- 基本理念を達成するための基本方針は、現行計画の「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）」「再資源化（リサイクル）」「ごみ処理システムの構築」の3つの柱を踏襲し、それぞれの基本方針に基づき具体事業を立案・実施していくべきである。
- 事業の実施にあたっては、高い意識を持って取り組んでもらうために、市民・事業者の役割として市は何を求めるのかということを、具体的に示す必要がある。

（1）基本方針1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）

ア 基本方針の方向性

- （ア）次期計画においても、現行計画の基本的な方向性を踏襲し、全体的なごみの減量を目指しつつ、プラスチックや食品ロスなどターゲットを具体的に示すことで、市民・事業者が取り組むべき行動の明確化を図る必要がある。
- （イ）「循環経済」の観点を取り入れ、モノの価値を最大限に活かすことで、ごみの減量に取り組む必要がある。

イ 基本方針実現のための施策展開の方向性

- （ア）リユースの推進にあたり、フリマアプリは市民の消費構造に影響を与える有力なツールであることから、その有効な活用方法について検討すべきである。
- （イ）プラスチックの資源循環を推進するうえで、まずは、発生抑制が前提となることから、ワンウェイプラスチックの削減（または合理的な使用）について、市民・事業者に対して、より積極的に働きかける必要がある。
- （ウ）海洋プラスチック問題については、千葉市は海辺を有していることから、市民の関心も高いと思われ、また、「プラスチック資源循環戦略」における重点戦略の一つに位置づけられていることから、プラスチックの発生抑制と結びつけて、計画に盛り込むべきである。
- （エ）プラスチックの一括回収を行う場合、焼却ごみ中のプラスチック割合の低下により、水分を多く含む生ごみが、今後の焼却処理のネックとなることが想定されることから、あらためて水切りの重要性を市民に訴える必要がある。

(オ) 食品ロスの問題については、持続可能な社会の実現にも深く関わり、国内に留まらず世界的にも関心が高まっていることから、次期計画においては、「食品ロス削減推進計画」の内包と併せて、様々な施策を積極的に展開するべきである。

(2) 基本方針2 再資源化（リサイクル）

ア 基本方針の方向性

(ア) 次期計画では、プラスチックや生ごみなどのさらなる再資源化の取組みにより、焼却ごみを削減することで、環境負荷の低減を図るとともに、資源循環を促進させることで、あらたな資源の消費を抑制し、持続可能な社会の実現に貢献する必要がある。

イ 基本方針実現のための施策展開の方向性

(ア) プラスチックの一括回収については、費用面や国の制度設計及び既存の市処理体制との調整など、実施に向けた課題は多いものの、プラスチックの資源循環の促進と地球温暖化への影響を踏まえたうえで、実施に向けた検討を前向きに行うべきである。また、一括回収の実施が中間処理施設の稼働に与える影響についても、併せて検証する必要がある。

(イ) 生ごみの再資源化については、市内及び近隣の処理施設の受入容量に応じた、実施可能な施策を検討するべきである。

(ウ) 古紙類については、全体量が減少するなかでも、可燃ごみの中に資源化できる紙類が10%程度含まれている現状に鑑み、引き続き、分別についての周知を積極的に行う必要がある。

(エ) 再資源化施策については、全てを自治体で行うのではなく、民間事業者のルートも上手く活用し、資源循環の総合的な推進を目指すべきである。

(3) 基本方針3 ごみ処理システムの構築

ア 基本方針の方向性

- (ア) 次期計画では、2050年カーボンニュートラルを見据えたうえで、脱炭素社会の構築に寄与するごみ処理体制のあり方を検討することが必要である。
- (イ) 市民生活を支えるごみ処理事業においては、自然災害や感染症など、想定される様々なリスクに対応できる安定性と、限られた人的・物的資源を有効に活用するための効率性とを両立させる必要がある。

イ 基本方針実現のための施策展開の方向性

- (ア) ごみ出しに関する高齢者・障害者等への支援については、廃棄物処理部門と福祉部門が連携し、ニーズの把握に努めながら実施すべきである。
- (イ) 今後の廃棄物処理行政を考えるうえで、ICTの活用を積極的に推進するべきであり、現在行っている収集運搬体制の効率化などに加え、ごみ量・ごみ質の将来予測などへの活用も検討すべきである。
- (ウ) 廃棄物処理施設においては、引き続き、省エネ化と高効率のエネルギー回収を推進するほか、廃棄物処理分野における脱炭素技術の開発・実用化の動向を注視し、具体的な検討に向け情報収集に努めていく必要がある。
- (エ) 焼却残渣の再資源化は、最終処分量の減容に大きな効果をもたらす事業であるが、シャフト式ガス化溶融炉を採用する新清掃工場が稼働することで、溶融スラグの生成量がさらに増加することから、利用先の拡大に努める必要がある。
- (オ) ここ数年、激甚化する風水害・土砂災害による被害が全国各地で発生しており、千葉市においても、令和元年房総半島台風等により、市域に甚大な被害が発生し、多量の災害廃棄物が発生していることから、大規模地震等を含む自然災害全般に対する事前の備えを強化し、国が「第4次循環型社会形成推進基本計画」において提唱する、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」を目指す必要がある。

3 数値目標

(1) ごみ量の将来予測について

ア 数値目標の設定にあたり、まずは、ごみ量の将来予測を行う必要があるが、過去の実績値の推移（トレンド）に基づき、家庭系ごみは原単位ベース（1人1日あたりの量）での推計を行い、事業系ごみは総量ベースの推計を行うのが一般的な方法であって、基本的にはこれに倣うべきである。

イ 2020年度は新型コロナウイルス感染症、2019年度は令和元年房総半島台風等の影響を受けてごみ量が増減しており、直近年度がイレギュラーな数値となっていることを考慮したうえで、ごみ量の予測を行う必要がある。

(2) 数値目標の項目について

ア 現行計画においては、「総排出量」、「焼却処理量」、「再生利用率」、「最終処分量」、「温室効果ガス排出量」の5つの項目が掲げられているが、この5項目については、次期計画においても、引き続き、数値目標の項目として設定すべきである。

イ 循環型社会の形成を推進するためには、発生抑制を前提としたうえで、資源循環を徹底し、最終処分量を可能な限り少なくすることが求められることから、「総排出量」と「最終処分量」は、計画上の重要な項目である。

ウ 「温室効果ガス排出量」については、地球規模で気候危機が叫ばれるなか、地球温暖化対策に直結する指標である。

エ 「焼却処理量」と「再生利用率」については、脱炭素社会の推進や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて強く意識すべき項目であるとともに、「最終処分量」を減少させる手段としてその量を把握すべき指標である。

オ 家庭系と事業系とでは、ごみ量の増減理由や施策に対するアプローチも異なることから、数値目標を分けて整理することも必要である。

カ 「食品ロス削減推進計画」の内包に伴い、食品ロスに関する項目を数値目標として設定する必要があるが、家庭系・事業系で、それぞれ数値目標を設定し、市民・事業者に対して、食品ロス削減のメッセージを強く発信する必要がある。

(3) 数値目標水準の設定について

ア 数値目標水準の設定にあたって、次期計画の基本理念を達成するためにふさわしい目標値をあらかじめ設定することも、有効な手法の一つである。

イ 次期計画に位置づける個々の施策の減量効果と掲げる数値目標との間の整合性が損なわれないよう、十分に配慮する必要がある。

ウ 市民・事業者にとって、分かりやすく明確な目標値を示すことで、目標達成に向けて一層の協力を得る必要がある。